

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2017.Nov
Vol.23

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



今回の弁論は、原発が続々と再稼働をし、経産省が3年前に策定したエネルギー基本計画を変更しようとする中で行われた。現在のエネルギー基本計画では既存原発の再稼働だけが盛り込まれているが、経団連会長や全電連会長は原発の新規建設を盛り込めと要請している。現在、原発差し止めを求める仮処分の闘いはそのほとんどが

否定され、再稼働を止める手立てはないように見える。

しかし、今年3月の群馬の前橋地裁判決で国・東電に勝訴し、9月の千葉地裁判決では東電に勝訴し、損害賠償でも大きな成果を勝ち取った。10月10日には福島の生業訴訟判決で国・東電に勝訴し、損害賠償でも解決の糸口を確保した。これを第1陣とし、来年3月の福島いわきでの第2陣判決が迫っている。玄海の原告1万人を擁する闘いでは、原発から30キロ以内の自治体の半数が原発再稼働に反対の意思を表明している。さらに、経産大臣の諮問機関エネルギー情勢懇談会では、学者研究者が原発に大きな疑問を呈し、世論調査で再稼働反対の声が大きい指摘されている。

そして、衆議院総選挙では、原発のことが争点になった。闘いは、福島の被害を二度と起こさないことである。まさに、闘いはこれからである。

第23回 口頭弁論 東島弁護士の ココがポイント!

今回の本裁判では、原告側が準備書面を提出しませんでした(九電と主張がかみ合わなくなるおそれがあったからです)。意見陳述では、過酷な原爆被曝体験をした池田和友さんとフクシマでの除染作業の経験がある林田直樹さんにしてもらいました。

仮処分では、原告側は地震・火山からはじまり、13本の補充書面を提出し、九電側も5本の主張書面を提出しました。原告側は「プレゼンテーションを

させてほしい」と述べましたが、裁判長は「審尋期日は今日で終わり。決定日は未定」と宣言しました。その上で、裁判長は「原告側が書面を出すのであれば11月2日まで、九電側は11月24日までに出すように」と指示しました。原告側は、①判断枠組論、②地震(島崎意見関係)、③火山、④9月3~4日の避難訓練を踏まえた避難計画書面等を出すこととなります。

九電が3号機の再稼働を来年1月と述べていることと絡み、その頃またはそれから余り経過しない時期に決定が出る可能性があります。

目次

口頭弁論を終えて、ココがポイント……………	1
意見陳述 池田和友さん……………	2
意見陳述 林田直樹さん……………	4

団長コラム「衆院選の争点『原発ゼロ』など」……	6
原発裁判の判決内容……………	7
要請ハガキ、今後の日程……………	8

意見陳述



原告 池田和友さん
(佐賀県原爆被爆者団体協議会・副会長)

1 はじめに

私は、佐賀県原爆被爆者団体協議会の副会長、伊万里・西松浦地区被爆者友の会の副会長兼事務局局長を務める者です。

多くの死を見、九死に一生を得た被爆者として、人間には誰しも健康に、そして不安に怯えることなく生きる権利が保障されるべきだと切に思います。だからこそ、私は、その権利を脅かす放射能を出す原発は許されないと考えます。

人間の命を何よりも尊重すべきとの思いから、この意見陳述を行います。

2 私の被爆体験

私は、伊万里商業学校4年生、15歳のときに学徒動員で三菱長崎兵器製作所に動員されていました。

昭和20年8月9日11時2分、兵器製作所で旋盤を操作中だった私は強烈な爆風に襲われ、一瞬にして工場は倒壊。私は作業台の上に腹ばいに叩き付けられ、気を失いました。

気付いた時には、私の体の周りには兵器製作所の屋根のスレート、窓ガラス、旋盤屑などが散乱していました。よろめきながら立ち上がり、大きく歪んで骨組みだけになった工場から脱出しました。爆風で飛ばされたスレートによるものか、私の背中と左の二の腕は大きくえぐられ、ひどく流血していました。砕け散ったガラスの上を裸足で歩き、やっとの思いで近くの空き地まで行きましたが、そこで倒れ込み、自力では一步も動けなくなりました。周りには怪我人がぞろぞろしており、中には皮膚がべろりと垂れ下がった者など、悲惨

な有様でした。

夜8時ころ、私は付近の被災者とともにトラックに乗せられて長崎本線踏切の線路わきの道端に降ろされ、救援列車が来るまで野宿をすることとなりました。朝方口元にあった露草の露をすすり、ようやく翌午前9時ころにやってきた汽車に乗せられ、数時間の移動後、私は長田国民学校に収容されました。

収容先には重傷者ばかり、うめき声、悲鳴、喚き声、痛がり実に悲惨な有様でした。昨夜までうめき苦しんでいた者が今朝はいやにおとなしい、よく見れば死んでいる、そのような状態が続きました。

8月16日、父がようやく私を探し当てました。父との再会に、動けず声も出せない私は喜びを目で表すばかりでした。

私は幸いにして生き延びられましたが、同級生のうち12人が被爆によって死にました。

3 被爆者として原発に反対する

被爆後、長崎から離れた私は、正直なところ放射能について詳しい知識は持っておらず、突き詰めて考えることもありませんでした。

しかし、平成23年3月に福島第一原発事故が起こり、放射能のために生まれ故郷を追われる方々の姿を報道で見て、私は、人々から日常の生活を奪う放射能とは何とひどいものかと、強く怒りを感じるようになりました。

放射能についてさらに学び始めたのは平成26年6月、帰郷して被爆者友の会の事務局局長を引き受けてからです。

原爆投下直後から被爆者を直接診察してきた医師の肥田舜太郎氏による著作「内部被曝の脅威」では、空中・水中に浮遊し、食物に付着した放射性物質は、呼吸、飲み水、食事を通じて体内に摂取され、全身のどこかの組織に沈着して放射線を出し続ける、と書いてありました。

被爆後、道端の露草の露をなめたことを思い出しました。

私は、平成22年10月に腎臓結石手術、11月に副甲状腺手術、平成23年1月に大腸癌手術と続けざまに3回の手術を行っていますが、これなど、放射線による内部被曝と因果関係があるのかもしれませんが、被爆者は癌で亡くなる方が多く、佐賀県被団協前会長も癌で亡くなりましたが、これも、放射能の影響かもしれません。

先日、原水禁原爆被害者活動交流集会があり、西尾正道先生(北海道がんセンター名誉院長)の講演を聞きました。その講演では、現在は核実験や原発などで大量の放射性物質が大気と海洋を汚染し、人体へと取り込まれている、これががん患者の増加に関係しているのは確かだとのことでした。

肥田先生や西尾先生など心ある科学者が、放射性物質が人間の健康に及ぼす影響を研究し、発信しています。一方で、福島第一原発事故ですら収束できず、大量の汚染水が出続けている現実があります。それなのに、なぜ政府は原発を動かそうとするのでしょうか。

多くの死を見、私自身も瀕死の重傷を負った経験から、命を、そして人が安心して日常を送る権利を大切にしたいと思えます。放射能によって健康を蝕まれたり、日常の営みを奪われる人を生み出して欲しくありません。

日本の国土は狭く、地震大国であり、原子力発電には不向きです。為政者は国民の声を真摯に受

け止め、原発の再稼働を直ちに取りやめ、自然エネルギーの開発研究に取り組むべきです。



意見陳述



原告 林田 直樹さん(元除染作業員)

私は福島第一原発事故から3年後の2014年4月から翌年の7月まで、福島県内で除染作業に従事してきた経験や直接見聞した状況をふまえ、意見を述べたいと思います。

1 特別除染教育

最初に、除染現場の作業に携わる前、必ず特別除染教育があります。丸一日かけておこなわれる放射線に関する座学の講義は、元請けの教育担当者から一方的に聞き慣れない言葉(ミリシーベルトなど)が次から次へと出てきます。圧倒的多数の者は放射線の問題がある現場での労働は未経験でピンと来ず、教育と言っても実地で確かめることもなく、資料も労働者の手元に残りません。したがって、結論として、国の安全基準値を満たしており、「健康被害はない」、「放射線による低被曝で影響はでない」ということしか残らないものでした。

2 川俣町山木屋(元避難地域)での除染作業

除染作業は放射線の危険以前に、大変な重労働です。除染範囲は宅地から周囲20mを計測し、その範囲内の木々の伐採、山積した葉っぱや枝木を山頂から下まで熊手を使い掻き下ろします。次に、集められた木々を1m四方の黒いフレコンパック(枝葉で約300kg、土石で約1000kg収納)に詰め込み、トラックで仮置場に運んでいきます。さらに、宅地から町道に続くまでの汚染された表土を剥ぎ取って一輪車に積み込み、二人掛かりでフレコンパックに流し込むのです。一見簡単そうにもみえますが、体力を必要とする重労働にほかなりません。

この重労働を余計に体力を消耗させるものが常時口鼻全体に覆いかぶさるマスクです。息苦しさは経験した者でなければわかりません。のどの渇きもすさまじく、持参していた1ℓ水筒と500mlのスポーツドリンクが半日と持たないのです。また、被曝を避ける特別な防護服はなく、一般の土木作業現場での

作業服だけで、とにもかくにも毎日が泥まみれでした。作業服の交換・廃棄を事業者が規則上するようになっていたようですが、実際は2~3着を労働者が自分で洗濯して何か月も着て作業していました。除染労働者は20歳くらいから70代まで幅広く、全国から来ていました。

3 除染作業員はあくまで使い捨て

元請けの現場責任者の関心事は、除染作業の進捗状況に影響を及ぼしてはいないかです。そのため国や「労災の番人たる」労働基準監督署に最大の敬意を払いながら、いかにも安全を最優先に業務を遂行しているかのように見えることです。

労働者自身の側から言えば、ケガや病気で1日休むことは収入が減ることになり、労災となれば強制退場させられる、それは次の現場の仕事がなかなかみつからないことで生活が成り立たなくなる事を意味しています。そのため、「労災隠し」は会社の都合と労働者が自ら口をつむぐことで助長され、常態化してきたのが現実でした。私自身も除染作業中にフレコンパックの枠にあばらをぶつけ肋骨を折る全治2ヶ月間の診断を南相馬市の病院で下されましたが、仲間も含めて収入が閉ざされることを考えて、労災を意図的に隠しました。

4 除染現場での身分制階級=重層的下請構造

除染現場は絶対服従体制のタテ社会です。元請けが下請けの会社をけなしたり、筋の通らないことも平気で言ったりしても、誰も文句はいりません。いえ、言えないのです。言うこと自体がクビになるからです。

同じ労働をしても一次下請、二次下請、三次下請では、賃金も差別化され、最大で日当が4,000円低く抑えられていました。当然ピンハネもあり、こうした安価な労働賃金に不満を抱く人たちの中には、次の高収入を求めてひとりまたは集団で“高飛び”すること

もよくありました。労働者不足は、二次・三次の下請をたばねる立場の一次会社からすれば、元請に対して信用を失墜させるばかりか、労働力が目減りすること自体ピンハネも含めた会社側の減収に直結します。それぞれの下請けは、労働力の流出防止策として、日当に少し色をつけたり、食費を無料にしたり、前借りなどをふんだんに使いこなして労働者に借金させて事実上の足止め策にする等の措置をおこなっていました。まさに現場労働者の「生かさず、殺さず」を公然とおこなってきた「平成の蟹工船」といえます。

5 カミナリにうたれて死んじまえ

2014年8月7日午後天候不良となり、午後3時20分頃にはカミナリが轟音と共に降りだし、現場作業者は事前に受けた“教育”の通り、安全な場所への指示により退避していました。作業終了時間直前のほんの2~3分前、被ばく線量チェックを早めに終えようと並び始めたところ、元請けの幹部は“何をしてるんだ。モニターリングはまだだろうが、お前たちなんかカミナリにうたれて死んじまえ”と暴言を吐きました。除染作業員がまさしく人間として扱われていない瞬間でした。もし、この暴言をだれかが所轄の労働基準監督署に通告したら、現場は完全にストップし、だれもが収入の道が完全に途絶えてしまうため、だれ一人として告発しませんでした。

6 ピンハネ

重層的下請構造の中で、その労働者が一次下請、二次下請、三次下請のどの所属なのかで一日あたりの賃金が違ってきます。一次下請でも労働者一人当たりの積算は2万円をはるかに超えると聞いていますが、一次下請以下の労働者は「福島の最低賃金+雀の涙ほどの α (アルファ)に危険手当1万円」が基本であり、二次下請、三次下請となるとどんどん α がゼロに近づくのです。放射線の危険以前の重労働に対して「最低賃金+雀の涙ほどの α 」とは労働を正に評価した賃金とは言えません。

実際、私自身、労務管理もしていましたので、下請会社は賃金以外のところでもあの手この手で二重のピンハネをしているのを見聞きしていました。

福島現地入りまでの旅費・交通費、特別除染教育や新規受入教育の手当、3か月に1回義務付けられている電離検診の受診手当など、元請けから下請けに支

給されているにもかかわらず、作業員に支払われることなく、ことごとく下請会社が自分の懐に入れるケースも見ました。

また、別の者が本人になりすましてあたかも作業労働したかのように装ったり、あるいは欠勤者を出勤者扱いにすることで、労働賃金を水増しして人件費をさらにピンハネするという「替え玉」の手口も存在しました。そのため、3か月ごとのWBCでのチェックでの替え玉という事例もありました。

7 最後に —福島状況と原発—

山間部に位置する飯舘村で作業に従事した際、村全体が避難地域となっていて、地域全体がまさに幽霊屋敷=「死の街」のように思われました。道路のアスファルトは裂け、雑草は生い茂り、点在する家々はコケがはびこり、時間が止まったような、そんな感覚に陥るのです。

今年3月、国は除染により安心して住める環境になった、このことを理由に指定地域の解除を強行しましたが、現場で復興作業をしてきた者の実感として、まだまだ相当の時間を要することは必至です。

また南相馬市原町区にいるとき、居酒屋のおかみさんから、「あなたたちが除染に来てくれるのはうれしいが、本当に復興になるのだろうか」といわれました。除染の効果はもとより、安心して住めるきれいな環境になるのか、元通りに住民が戻ってこれるのかといわれたのです。さらに、原町区が半径20kmとなる境界ラインが錯綜しているため、「あそこは補償金をもらっているがうちにはでていない」、「避難者は補償金でメシ食っている」、「避難者は寝ててもカネが入る」など対立、ねたみが住民間のみならず、兄弟親戚間でも横行しているという話もよく聞きました。この手の陰口は居酒屋以外とてうんざりするくらいよく耳にしました。私はこの話を聞いて、原発の被害とは何か、まさに国による被害者の分断にほかならないと痛感しました。

原発は事故前においても原子力ムラの利権構造の中で人の心まで狂わせ、他方で危険な原発労働者へのしわ寄せをしていたと思いますが、事故後においてもその構造は変わらず、危険な被害者を放置・拡大させ、切り捨てているのです。国民のくらしに逆行する原発は廃炉にすべきです。裁判所におかれてはフクシマの実態を見据えた英断を求めて私の意見陳述とします。



衆議院議員選挙の争点「原発ゼロ」と国難「北朝鮮危機」



目指せ！再生可能エネルギー立国

衆議院解散に伴う国政選挙において「原発ゼロ」が初めて政党間の争点となった。3.11福島第一原発過酷事故(フクシマ)以降、原発に対する安全神話が弾劾され、国民の世論は脱原発へ向かい始める。原子力災害は、他の災害に比べて人も土地も原状回復に数世代を超えることをフクシマは伝えている。すべての原発が停止している間、国民は「節電」という驚くべき知恵を働かせ不自由なく生活する術を体得したようだ。そして今、再稼働反対が過半数を超える国民世論の動向である。最初に原発ゼロを掲げた希望の党は「原発ゼロ工程を作成する」などと、国民世論の動向に無知であることを露呈した公約となった。原発は放射能汚染という戦争に次ぐ環境公害といわれ、化石燃料は地球の温暖を招く恐れがあり、再生可能エネルギーの成長と

温暖化対策は世界の国々の平均から約10年の後れを取っている。

「避難訓練と再稼働は別物であり、同意ではなく国の政策を理解する」と発言する佐賀県知事、「規制基準適合・再稼働可能の判断と稼働実施は別物である」と発言する原子力規制委員会委員長に対して、玄海原発周辺の住民は再稼働が間近に迫るにつれて不安と不信とそして怒りを一層増幅させている。被災者になったらどうなるのか。今進行している原子力災害賠償の多様な要求に関する民事訴訟の行方に興味と関心を寄せている。訴訟の被告は国と事業者である。国策を遂行する政権与党の国会議員のなかで何人が加害者の立場にあることを認識しているだろうか。国会議員の責任は大きく重い。

虚構の北朝鮮危機は日本国憲法の危機

自民・公明両党の連立政権が国民に問う国難の一つは、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が核兵器を保有する危機である。北朝鮮は、1953年以来続いている朝鮮戦争休戦で未解決の平和条約の締結を当時国連の代表であった米国に提案してきた。2007年まで開催されていた六カ国協議はいずれも核抑止力を是とする国々であった。

今年7月、国連総会第1委員会で採択された核兵器禁止条約は、国連加盟国の過半数を超える122カ国・地域の努力の賜物であった。核兵器禁止条約

に賛成した北朝鮮の国連大使は「最大の核兵器を保有する国々が核兵器の廃棄を主導すべきだ」と強調し、また北朝鮮の核ミサイル開発は「自衛措置」と主張した(時事通信)。今後、六カ国協議に替わる国連総会第1委員会は北朝鮮にとって頼りになる協議の場となるであろう。

日本に居住する全ての国の人々が平和で住みやすい環境を創るために特定の国との同盟を結ぶべきではない。

注)同盟国とは核の傘の下で集団的自衛権を行使する国々を指す。



“フクシマを二度と起こさない”は我が国の国是となっているか？

—福島第一原発事故の訴訟の3判決を読む—

弁護団幹事長 弁護士 東島浩幸

3・11事故の被害者らの国と東電の責任を問う訴訟が全国30ヶ所で闘われています。そのうち、今年、前橋地裁(3月17日)、千葉地裁(9月22日)、福島地裁(10月10日)の3地裁で判決が出ました。その3判決の要旨は表のとおりです。

■最近の原発裁判の判決内容■

	前橋地裁判決(3月)	千葉地裁判決(9月)	福島地裁判決(10月)
危険(巨大津波)の予見の可否	予見は可能	予見は可能	予見は可能
被害対策と原発事故の回避	回避は可能であった	国が東電に安全性の確保を命じていたにせよ、回避できなかった可能性がある	回避は可能であった
国の責任	国の責任を認める	国の責任を認めず	国の責任を認める
東電の責任	事故の発生に関し、経済的合理性を安全性に優先させた。非難に値し、賠償責任がある。	対策を放置したとはいえないが、事故を起こした賠償責任がある。	故意や重過失までは認定できないが、事故を起こした賠償責任がある。
判決の特徴	国の中間指針は一定の合理性があり、すでに慰謝料の大部分は東電が支払い済み	ふるさとの生活基盤を失った精神的苦痛も賠償の対象になるとして「ふるさと喪失」の慰謝料を認める	国が決めた中間指針の線引き範囲にしばらくは、宮城県や茨城県の一部にまで被害範囲を拡大

国の責任の争点の中で、3地裁とも敷地高さを超える津波が原発敷地に到達することを予見できたと判断しています。2002年の地震本部の長期評価等により、そのような予見が可能だったのです。しかしながら、国による結果回避可能性・結果回避義務違反及び国の責任を前橋地裁、福島地裁は認めたのに、千葉地裁は認めませんでした。福島地裁判決では、上記の長期評価により東電に津波対策を取らせる規制権限を2002年末までに行使しなかったことは違法であるとしています。これに対し、千葉地裁判決は上記の長期評価には異論の学説もあり精度が高くないこと、経済的・人的資源に限界があるから当時最も問題にされていた地震よりも津波対策の規制権限行使を後にすることも著しく不合理とはいえないとしました。さらに千葉地裁は、仮に津波対策をとったとしても対策が間に合わな

かったか、間に合ったとしても地震等もあったから回避できなかった可能性もあると判決しました。この千葉地裁の考え方は、広範囲の国民の命・健康・暮らしの権利が経済の論理のために我慢させられても仕方がないというべきもので、これでは“フクシマを繰り返しても仕方がない”という判決です。国や東電が過失責任を認めていないのも“フクシマを二度と繰り返さない”という立場に立っていないことを示しています。国の責任論については福島地裁判決の明快な論理ですべての訴訟で決着がつくように私たちも連帯していきたいと思えます。

なお、損害論については、千葉地裁は、東電との関係においてふるさと喪失慰謝料を認めるという画期的内容を含んでいます。また、福島地裁判決は、被害地域について会津を除く福島県全域、及び宮城県と茨城県の一部まで広げました。

公正決定を求めるあなたの声を 要請ハガキに!

再稼働差止めを求める仮処分の審尋は、わずか4回の期日をもって9月29日に終了しました。来年早々にも、決定が下されると予想されることから、佐賀地方裁判所(裁判長あて)に対して『公正決定を求めるハガキ要請』を取り組むこととなりました。原告の皆さん、私たちの声を裁判所へ届けましょう。



- ★会報を郵送している方には、私製ハガキを同封していますので62円切手を貼って投函してください。また、切手を貼らずに、お近くの原告団の役員さんにお渡ししていただいてもかまいません。
- ★ホームページをご覧になられている方は、事務局まで『裁判所へのひと言』でメッセージを添えて返信していただければ、代書して提出いたします。書式は問いません。

直接、裁判所へ郵送される場合

第1次締め切り 11月中旬
第2次締め切り 11月末
最終締め切り 12月25日



今後の日程

第25陣提訴のご案内

11月30日(木)

13:00佐賀県弁護士会館集合

* 今回の原告申込み締切 11月24日(金)午前

第24回裁判 12月22日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集会はエスプラッツホール
佐賀市 白山2-7-1 エスプラッツ3F
電話 0952-40-0560

第25回裁判 2018年5月11日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集会は佐賀県立美術館ホール

お願い

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をお願いします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからどうぞ。

年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込
口座記号番号 …… 01760-6-90732
名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会
(ゲンカイゲンバツソショウウヲササエルカイ)
▼他行からの振込
店名(店番) …… 一七九店(179)
口座番号 …… 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもみられます。また、弁護団の弁護士が所属する事務所でもお渡ししています。
★郵送料節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。
★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2017年11月10日

事務局/佐賀中央法律事務所
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123